

保険証は正しく使いましょう！

私たち健康保険加入者が支払う医療費が1～3割、それ以外の7～9割を支払うのは保険者（加入中の組合や協会など）ということをお伝えしました。保険証・高齢受給者証が、とても大切なものだという事もわかりましたね。ぜひ、次のことも守りましょう。



**必ず手元に保管
しましょう**

**他人との貸し借り
は絶対にしないで
ください**

**コピーしたものは
使えません**

※違法行為として罰せられる
場合があります。

こんなときは届出を！

- 保険証を紛失したり破損したとき
- 氏名や住所が変わったとき
- 被保険者が亡くなったとき
- 就職などにより別の健康保険に
加入するとき **など**

マイナンバーカードの 保険証利用について

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。令和3年10月までに本格運用開始予定です。それまでは健康保険証の持参をお願いします。（従来の健康保険証は引き続き利用できます。）

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



▲厚生労働省
ホームページ

還付金詐欺に注意！

市区町村などの職員を名乗り、お金を振り込ませようとする不審な電話や詐欺が多発しています。ご注意ください。

保険料・保険税の還付や高額療養費などの受け取りのため、金融機関などのATM（現金自動預払機）の操作を求めることはありません。



問 被用者保険について…加入している健康保険組合にお問い合わせください。
国民健康保険について…保険医療課☎2173
後期高齢者医療制度について…保険医療課☎2175

清のひとこと——大島清 守りたい地域のおまつり



伊奈町には、昔から引き継がれているまつりが各地区に残されています。私の住んでいる中荻地区にも

「お獅子様」というまつりが残され、今も昔ながらの方法で行われています。お獅子様は、上尾市の八枝神社から借り受け、五穀豊穡、悪疫退散、家内安全、学業成就等を祈願し、中荻地区25世帯を一軒一軒まわり、お獅子様を庭で若い衆が担ぎ揉み、廊下側から母屋に入り鎮座させ賽銭を上げ、お獅子様の下を家族全員がくぐりぬけると御利益があるとされています。そしてお獅子様は必ず玄関から退出することになっています。

このまつりは、現在4月29日の祝日に行われていますが、以前は4月22日に決められていました。この日は、100年以上も前からの決まり事なので変更することは至難の業でありました。今から40年程前のことになりますが、若い衆も会社勤めが多くなり平日にまつりに出ることが難しくなりつつあるなか、思い切ってお年寄り衆に実施日の祝日への変更

を嘆願したところ、「若い衆が何を言うか」と一喝されました。しかし、まつりへの参加者が年々少なくなっていく現状に、さすがのお年寄り衆も、老いては子に従えのごとく祝日開催を認めてくれました。その日が今も続いている4月29日であります。祝日開催に変更してからは、参加者も多くなり家族総出はもちろん、お嫁に行った娘が子どもを連れ参加してくれるようになったり、まつりも盛大になりました。そして平成29年には、下郷区の春祈祷とともに、町指定民俗文化財（無形民俗）に指定されました。

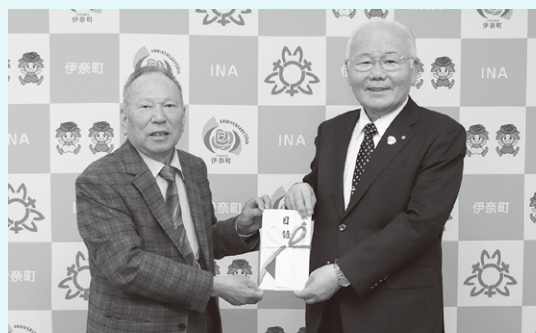
今年は、新型コロナウイルス感染予防のため各戸へは回らず、当番さんの家にお獅子様を鎮座させ各戸がお参りする方式になりました。

古き良き伝統を守り続けることは、お互いが意見を尊重し合い発展させていこうという気持ちを持つことであると思います。あの当時、生意気を言ったことを尊重し理解してくれたお年寄り衆に今さらながら感謝の気持ちでいっぱいです。

ありがとう
ございました



♥松川範夫氏から、100万円を町政の進展に役立ててほしいとご寄附がありました。有効に活用させていただきます。



♥伊奈町仏教婦人会から5万円、彩の国いきが大学伊奈学園ボランティア情報センター（イナ・ヴォイス）から159,804円、谷口文子氏から2万円、NPO法人オアシスから10,698円、(株)猪狩工務店から車イス2台を社会福祉に役立ててほしいとご寄附がありました。社会福祉協議会で有効に活用させていただきます。